



# 排水設備工事 ハンドブック



下水道に接続する排水設備工事は、指定工事店でなければ施工できません。

観音寺市建設部下水道課

令和5年10月

## 目 次

§0	はじめに	
§1	排水設備工事のながれ	2
§2	排水設備の設計	3
§3	排水設備の計画の確認	7
§4	完了検査	10
§5	新規に取付管を設置するとき	12
§6	宅地分譲地を造成するとき	14



観音寺市下水道排水設備指定工事店の皆様へ

日頃より観音寺市の下水道行政にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。

観音寺市は燧灘に面し、商業、地場産業を中心に古くより発展してきた街です。しかし、高度成長期には、産業・経済の発展に伴う生活排水、工場排水の増加のため、河川や海域の水質汚濁が問題となった時期がありました。また、台風や大雨のときは、川や水路の氾濫により、たびたび家屋の浸水に悩まされてきました。

これらを改善して、みなさんの快適な居住環境を作るため、昭和47年度より公共下水道事業に着手し、現在では約1万人の市民が下水道を使用しています。

1件でも多くの住宅や事業所に下水道へ接続していただくためには、指定工事店の皆様のご理解とご協力が不可欠です。引き続き、下水道の適正な利用を促進してまいりますようよろしくお願いします。

## ハンドブックの趣旨

下水道事業は各市町によって経営されているため、自治体によって細かいルールや考え方が異なります。

このハンドブックでは、よくお問い合わせがある内容を中心に、“観音寺市標準ルール”をまとめています。排水設備の設計や事務手続きのサポートになれば幸いです。

なお、本ハンドブックは一般家庭や事務所の排水設備を想定しています。事業場や特定施設からの排水については、法令に基づいた設計、手続きをお願いします。

ご不明な点がございましたら、下水道課までお問い合わせください。

### 観音寺市建設部下水道課

〒768-0065 香川県観音寺市瀬戸町四丁目2番11号  
観音寺市下水浄化センター2階

電話 0875-25-6890

FAX 0875-25-2479

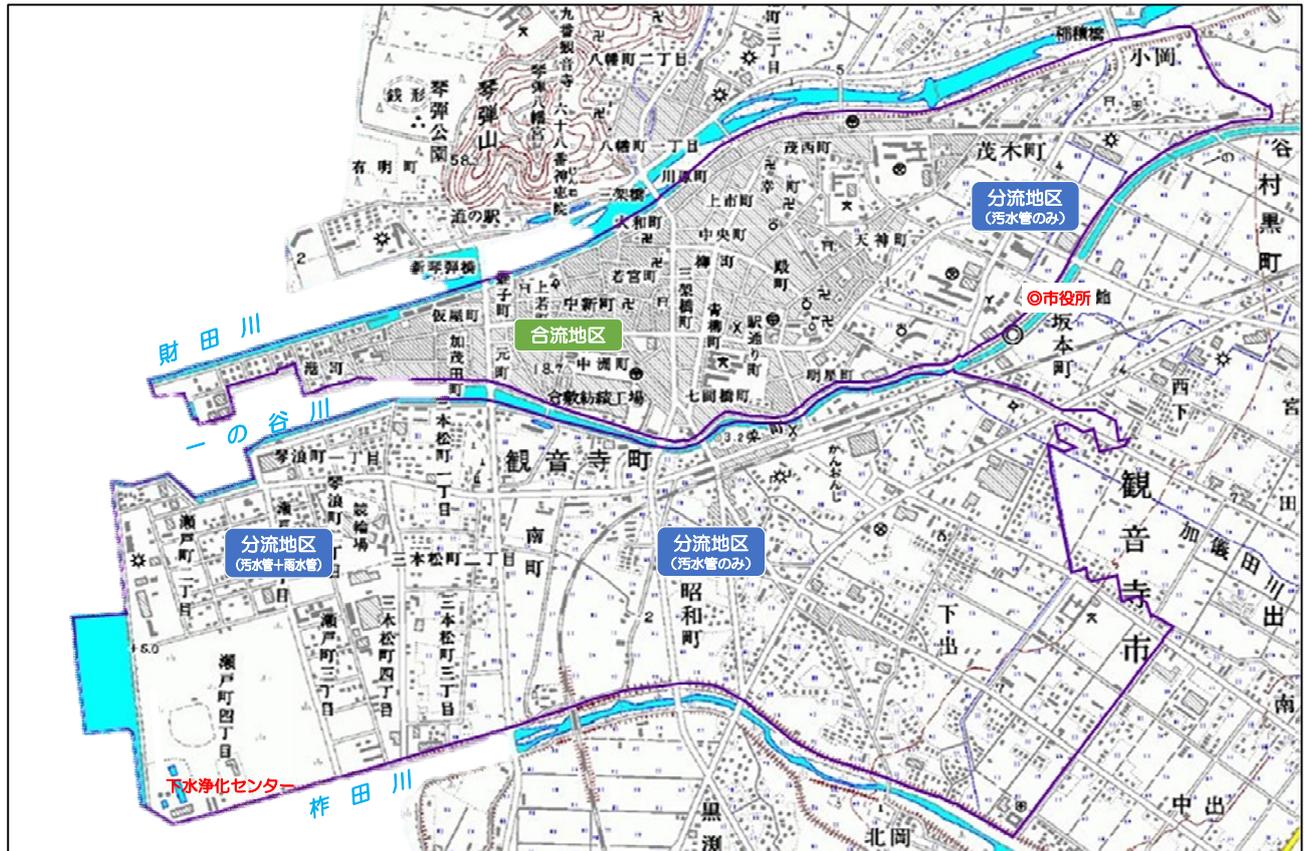
メール gesui@city.kanonji.lg.jp

## ● 主な歴史

年月	事業の進捗	備考
昭和47年 9月	公共下水道事業認可	
昭和50年10月	第1ポンプ場運転開始	合流地区の排水を集め、一の谷川を越えて下水浄化センターへ送り出します。
昭和54年 4月	下水浄化センター運転開始	標準活性汚泥法 処理能力 13,000m <sup>3</sup> /日
平成 8年 4月	第2ポンプ場運転開始	雨水管で集めた雨水を、一の谷川に放流します。

## ● 排除方式

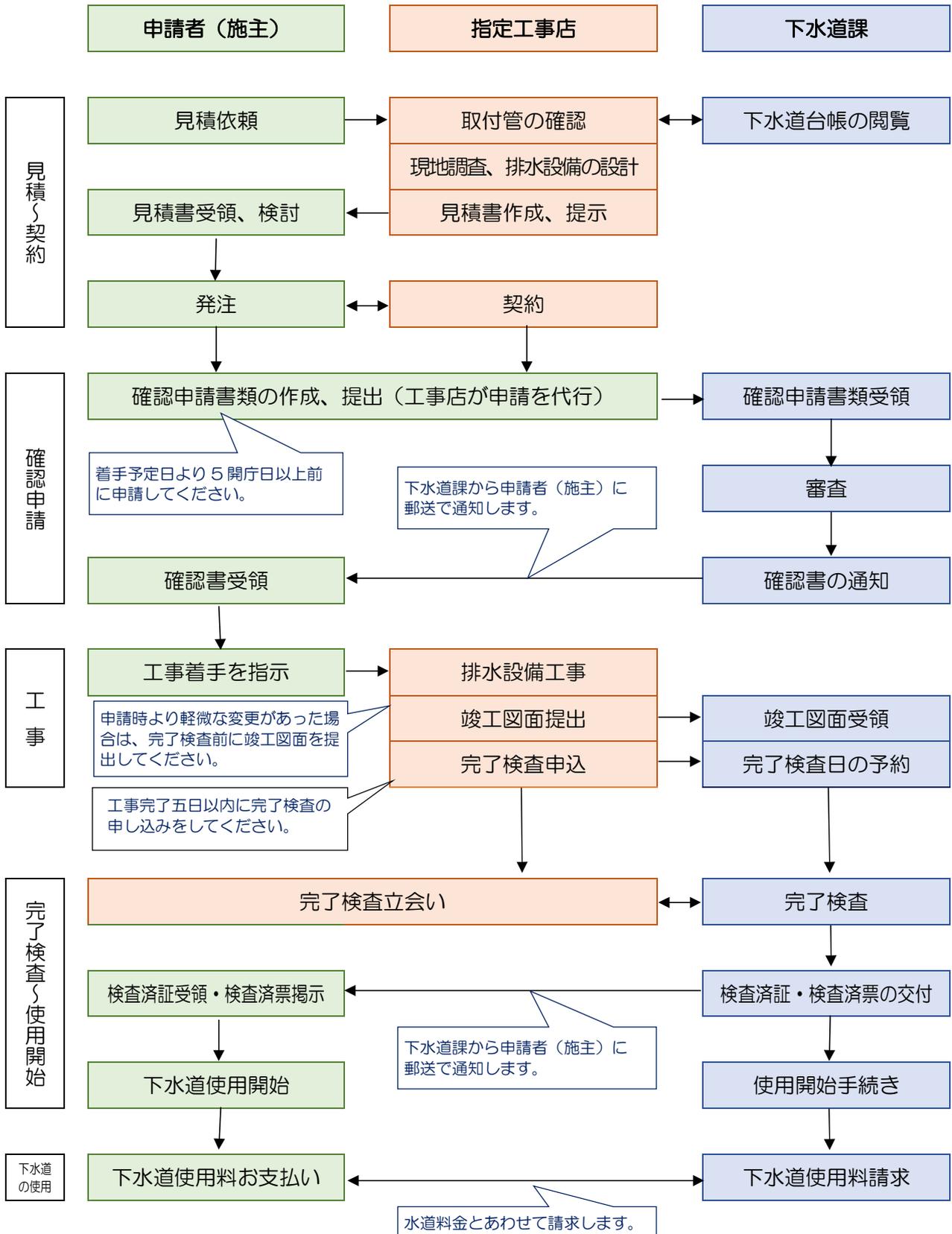
凡例：  (紫色線) 認可区域



排除方式	主な地域	特徴
 合流地区	財田川と一の谷川にはさまれた地域の大部分	汚水と雨水を1つの管で排除
 分流地区 (汚水管のみ)	一の谷川と柞田川にはさまれた地域の大部分 財田川と一の谷川にはさまれた地域の一部	汚水のみをの排除
 分流地区 (汚水管+雨水管)	一の谷川と柞田川にはさまれた地域のうち、 琴浪町・瀬戸町・栄町・南町の各一部	汚水管と雨水管の2つの管で排除

# § 1

# 排水設備工事のながれ



取付管有無の確認

排水設備を設置しようとする場所の取付管の有無を確認するため、下水道課窓口にて下水道台帳の写しを取得してください。

以下の場合、下水道課にてご相談ください。

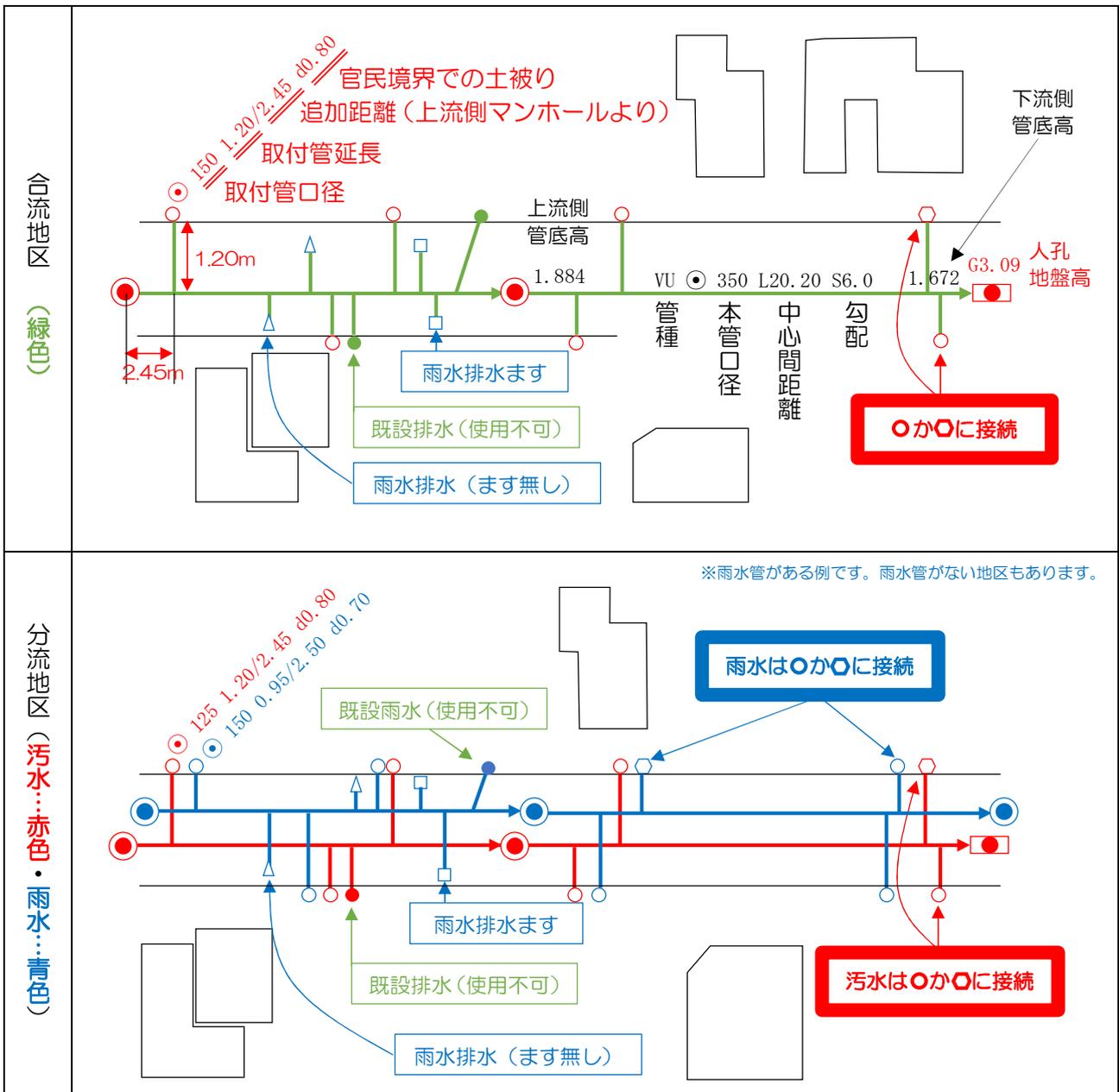
- ① 目前道路に下水道管が布設されているが、取付管がない場合
- ② 敷地内に取付管はあるが、別に取付管を設けたい場合  
(土地を分筆したときや、技術的に必要なとき)

排除方式の確認

合流地区または分流地区を確認してください。

● 下水道台帳のみかた

(説明のため、文字情報や図形を省略しています。)



● 合流地区・分流地区共通項目

設計基準

排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものとします。  
 建築基準法・下水道法・下水道法施工令・観音寺市下水道条例・観音寺市下水道条例施行規則等の法令や例規に基づくほか、設計の実務は以下を参考にしてください。

- ◎下水道排水設備指針と解説（公益社団法人日本下水道協会発行）
- ◎排水設備工事責任技術者講習用テキスト（同）

管口径と勾配

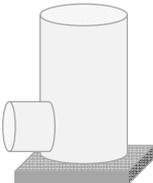
一般家屋の場合、污水管、雨水管とも口径 100mm、勾配 2/100 が標準です。技術的に 2/100 を確保できない場合は、1/100 以上も認めています。排除方式により、以下の表から口径を選定してください。

◎合流地区で污水と雨水と同ルートで配管する場合 ◎合流地区で污水と雨水を別ルートで配管する場合の雨水管 ●分流地区の雨水管		
排水面積	口径	勾配
200 ㎡未満	100 mm以上	2/100 以上
200 ㎡以上 400 ㎡未満	125 mm以上	1.7/100 以上
400 ㎡以上 600 ㎡未満	150 mm以上	1.5/100 以上
600 ㎡以上 1,500 ㎡未満	200 mm以上	1.2/100 以上
1,500 ㎡以上	250 mm以上	1/100 以上
（例外）1つの建築物や敷地から排除される排水管が 3m 以下の場合は、口径 75mm（勾配 3/100 以上）でも可。		

◎合流地区で污水と雨水を別ルートで配管する場合の污水管 ●分流地区の污水管		
排水人口	口径	勾配
150 人未満	100 mm以上	2/100 以上
150 人以上 300 人未満	125 mm以上	1.7/100 以上
300 人以上 500 人未満	150 mm以上	1.5/100 以上
500 人以上	200 mm以上	1.2/100 以上
（例外）1つの建築物から排除される排水管が 3m 以下の場合は、口径 75mm（勾配 3/100 以上）でも可。		

配管の土被り

土被りは 20cm 以上としてください。  
 （管口径 100mm の場合、管底 30cm 以上）  
 技術的にさらに浅くする必要があるときで、荷重がかからない場合（人が歩くだけ等）は、さらに浅くすることを認めます。  
 必要に応じて、VP管の使用や、防護コンクリートの施工を検討してください。

<p>最終ます (汚水公共ます)</p>	<p>ますの内径は 20cm 以上としてください。 塩ビ製の立上管付インバートますやドロップますを使用することが多いです。 ドロップますの管底部は大曲りエルボを使用してください。</p>															
<p>汚水ます</p>	<p>内径 15cm 以上のインバートますを設置してください。 設置する位置：起点、終点、会合点、屈曲点、落差点及び排水管の延長が口径の 120 倍を超えない範囲内（管口径 100mm の場合、直線 12m 以内に 1ヶ所）</p>															
<p>雨水ます</p>	<p>新設の場合は、ポリプロピレン製で内径 30cm のためますを使用することが多いです。 コンクリート製の会所ます、塩ビ製の雨水ますも使用できます。 雨水管の口径、ますの深さ、排水管の会合本数により、ますの内径を検討してください。 泥だめの深さは 15cm 以上確保してください。</p>															
<p>除害施設の設置</p>	<p>店舗等からの排水は、下水道施設や環境に対して有害な物質が含まれている可能性があるため、処理すべき物質に応じた除害施設を設置してください。</p>															
	<p>除害施設の例</p>															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象となる店舗等</th> <th>除害施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>飲食店、業務用厨房</td> <td>グリーストラップ</td> </tr> <tr> <td>ガソリンスタンド、洗車場</td> <td>オイルトラップ</td> </tr> <tr> <td>美容院、理髪店、公衆浴場</td> <td>ヘアートラップ</td> </tr> <tr> <td>コインランドリー、クリーニング</td> <td>ランドリートラップ</td> </tr> <tr> <td>歯科医、整形外科の技工室</td> <td>プラスタートラップ</td> </tr> <tr> <td>石材加工</td> <td>サンドトラップ</td> </tr> </tbody> </table>	対象となる店舗等	除害施設	飲食店、業務用厨房	グリーストラップ	ガソリンスタンド、洗車場	オイルトラップ	美容院、理髪店、公衆浴場	ヘアートラップ	コインランドリー、クリーニング	ランドリートラップ	歯科医、整形外科の技工室	プラスタートラップ	石材加工	サンドトラップ	
対象となる店舗等	除害施設															
飲食店、業務用厨房	グリーストラップ															
ガソリンスタンド、洗車場	オイルトラップ															
美容院、理髪店、公衆浴場	ヘアートラップ															
コインランドリー、クリーニング	ランドリートラップ															
歯科医、整形外科の技工室	プラスタートラップ															
石材加工	サンドトラップ															
	<p>除害施設を設置する場合は、目的に応じた機器・容量を選定し、確認申請時にその資料（カタログ、承認図面、選定基準計算書、仕様書等）を提出してください。</p>															
<p>附帯設備</p>	<p>除害施設、ポンプ施設、防臭装置等の附帯設備を設置する場合は、確認申請時にその資料（カタログ、承認図面、選定基準計算書、仕様書等）を提出してください。</p>															
<p>ディスポーザ</p>	<p>（公社）日本下水道協会から適合評価を受けたディスポーザ排水処理システムは使用可能（<b>ディスポーザ単体設備は使用不可</b>）です。 設置の際は事前に申請が必要です。詳しくは、<a href="#">ディスポーザの設置及び維持管理についてのページ</a>をご覧ください。</p>															

● 合流地区のみ適用項目

<p>配管のルート</p>	<p>汚水管と雨水管を同じルートにしても、別ルートにしてもかまいません。必要に応じてトラップを設置し、臭気の発散を防止してください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="470 358 933 1008"> <p>●同ルートの例</p> </div> <div data-bbox="965 358 1428 1008"> <p>●別ルートの例</p> </div> </div>
---------------	--

● 分流地区のみ適用項目

<p>ガーデンパン (外水洗)</p>	<p><u>汚水管接続</u>としてください。 技術的に汚水管に接続できない場合は、あらかじめ下水道課にてご相談ください。</p>
<p>給湯器等のドレン排水</p>	<p>汚水管接続でも雨水管接続でもかまいません。</p>
<p>その他</p>	<p>上水道や井戸水等を使用した排水は、<u>原則として汚水管接続</u>としてください。</p>



その他、ご不明な点がございましたら、下水道課までご相談ください。

# § 3

# 排水設備の計画の確認

● **必要な書類** 以下の4点を、**着工予定日の5開庁日以上前**に下水道課窓口へ提出してください。

様式名	様式の取得方法
① 排水設備新設等確認申請書 (様式第1号)	下水道課窓口にてお渡しします。 観音寺市ホームページからも取得できます。
② 排水設備工事設計書 (様式第2号)	
③ 排水設備等完了届兼工事検査申請書 (様式第5号)	
④ 公共下水道使用開始届 (様式第9号)	

## ● 申請書類等の観音寺市ホームページからのダウンロード

観音寺 排水設備工事申請書



観音寺市ホームページ  
<https://www.city.kanonji.kagawa.jp>

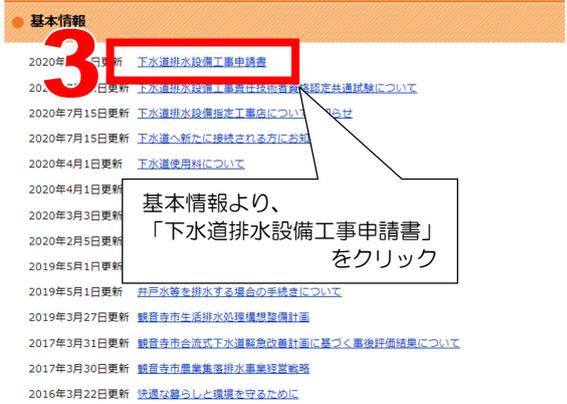


トップページ  
「暮らしの情報」をクリック

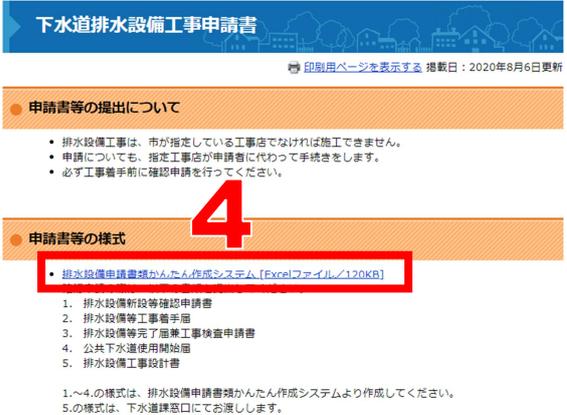


カテゴリメニューより、  
「下水道」をクリック



基本情報より、  
「下水道排水設備工事申請書」  
をクリック



下水道排水設備工事申請書

申請書等の提出について

- 排水設備工事は、市が指定している工事場でなければ施工できません。
- 申請についても、指定工事店が申請者に代わって手続きをします。
- 必ず工事着手前に確認申請を行ってください。

申請書等の様式

- 排水設備申請書類かんたん作成システム(Excelファイル)(120KB)

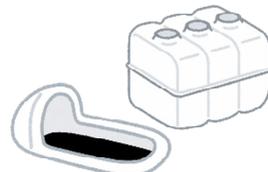
1. 排水設備新設等確認申請書  
2. 排水設備等工事着手届  
3. 排水設備等完了届兼工事検査申請書  
4. 公共下水道使用開始届  
5. 排水設備工事設計書

1.~4.の様式は、排水設備申請書類かんたん作成システムより作成してください。  
5.の様式は、下水道課窓口にてお渡しします。

## ● こんなときは

### 汲取り便槽や浄化槽を撤去できないとき

- 使用しなくなった汲取り便槽や浄化槽は、原則として完全に撤去してください。
- 理由がなく埋め殺し（残置）することは、自身の土地であっても、『不法投棄』とみなされる場合があります。
- 技術的に撤去できないときは？  
（例）撤去することにより建築物が損傷するおそれがあるとき  
汲取り便槽が建築物と一体であるとき
- 申請者（施主）名により、**撤去できない理由と、撤去できるようになったときには撤去する旨を記載した念書を提出してください。**
- 念書の様式は問いません。参考様式は「排水設備工事申請書類かんたん作成システム」に入っています。



### 他人の土地や排水設備を使用するとき

- 確認申請書を作成する際には、「自地」「自家」かどうかを必ず申請者に確認し、「借地」「借家」の場合は、所有者の承諾書を提出してください。
- **配偶者や子供等、親族の家屋または土地であっても、所有者が申請者と異なる場合は承諾が必要です。**
- 排水設備の一部が他人の土地を通過する場合でも、土地所有者の承諾が必要です。
- 隣地（他人）の排水設備に接続しようとする場合は、排水設備の所有者の承諾が必要です。所有者の承諾書を提出してください。
- 承諾書の様式は問いません。参考様式は「排水設備工事申請書類かんたん作成システム」に入っています。

（備考）排水設備の計画の確認は、その計画が法令等の技術上の基準に適合しているかについて行うものです。私法上の土地利用または貸借等の権利関係まで立ち入って確認するものではありません。

### 2人以上が共同で排水設備を設置するとき



- 排水設備等共同施設許可申請書（様式第4号）を提出してください。
- 様式を下水道課窓口にてお渡しします。

## 排水設備工事設計書を A4 サイズで作成すると、文字が小さくて読みにくいとき

- 文字や図面全体が小さくなる場合は、A3 サイズの用紙で印刷してください。
- 任意の用紙で設計図を提出したい場合は、A4 サイズの排水設備工事設計書に「別紙」と記入し、任意の用紙を添付していただいてもかまいません。

## 申請時の設計から変更があるとき

- 確認申請時の設計から変更があるときは、廃止手続き（次の項目を参照）をして、再度確認申請を行ってください。
- ただし、軽微な変更に限り、完了検査前に竣工図面を提出することにより、これを省略することを認めます。（10 ページ参照）
- 軽微な変更の例
  - ・ 計画された配管中にあるますを設計基準の範囲内で増減すること
  - ・ 配管の延長を短くすること
  - ・ 計画された勾配が技術的に確保できない時、設計基準の範囲内で勾配を小さくすること
  - ・ 計画された土被りが技術的に確保できない時、設計基準の範囲内で土被りを浅くすること
- 上記の内容以外で設計変更しようとする場合は、下水道課までご相談ください。

## 工事を中止するとき（確認申請を廃止するとき）

- 工事を中止するときは、任意の用紙に以下の内容を記載して、下水道課窓口へ提出してください。（参考様式が必要な場合は、下水道課へご相談ください。）
  - ・ 提出日
  - ・ 申請者の住所、氏名及び押印
  - ・ 確認申請を廃止する旨とその理由
- あわせて、申請者に送付している「排水設備新設等確認書」を返却してください。
- 申請時に提出した書類は返却できません。

## ● 排水設備工事が終わったら

軽微な変更による  
竣工図面の提出

申請時の図面より軽微な変更がある場合は、完了検査日までに排水設備工事設計書（様式第2号）を用いて竣工図面を提出してください。

完了検査の予約

**検査希望日の前開庁日まで**に、完了検査の予約をしてください。  
電話連絡で結構です。

下水道課 TEL 0875-25-6890

申請者の立会い

建物内の排水器具より水を流すため、申請者の立会いが必要です。  
申請者が立ち会えない場合は、工事店の担当者が建物内に入るため、申請者と十分に打ち合わせをしてください。

浄化槽からの  
切替工事の場合

「浄化槽使用廃止届出書」を公益社団法人香川県浄化槽協会に提出し、協会の受付印があるものの写しを取得して、完了検査時までに提出してください。  
当様式は観音寺市ホームページよりダウンロードするか（7ページ参照）、下水道課窓口にてお渡しします。

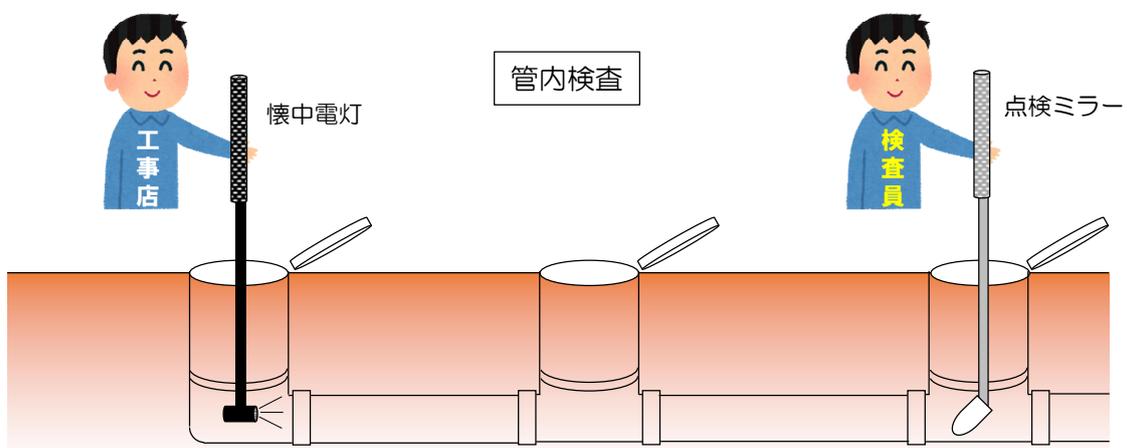


## ● 検査の流れ

検査の準備	<p>汚水管に接続しているインバートますの蓋を全て開けてください。          (雨水を公共下水道に接続している場合は雨水ますも同様をお願いします。)</p>
接続検査	<p>配管図とおりの施工ができているか確認します。          工事店の担当者が建物内に入り、起点側の排水器具より水を流してください。          雨水管は、検査員が配管図とおりの施工ができているか確認します。</p>
管内検査	<p>管路が蛇行・屈曲していないか、水が溜まっていないかを確認します。          工事店の担当者がインバートますに点灯(点滅)した懐中電灯を入れ、検査員が向かいのインバートますより点検ミラーで目視します。          懐中電灯、点検ミラーとも検査員が用意します。</p>
井戸等の確認	<p>上水道以外の水(井戸水等)を使用する場合は、検査員にお伝えください。</p>
水道メーターの確認	<p>検査員が量水器のメーター番号と指示数を確認します。          (原則として、この指示数が下水道使用開始指示数となります。)</p>
検査済票の交付	<p>検査員が当排水設備を合格と判断したら、検査済票をお渡しします。          申請者が立ち会わない場合は、下水道課から郵送することもできます。</p>
その他	<p>図面と現場が異なっていた場合は、至急竣工図面(排水設備工事設計書(様式第2号))を使用)を提出してください。</p>



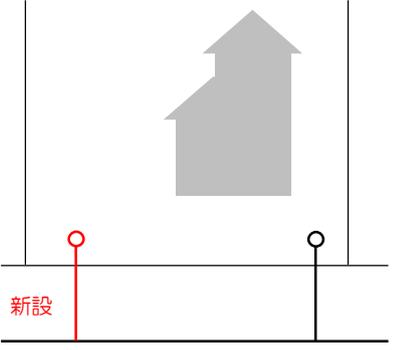
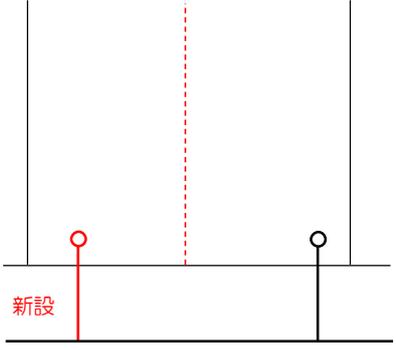
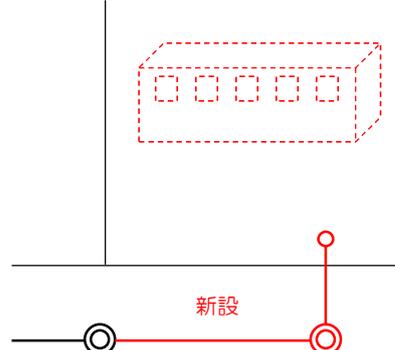
検査済票



## § 5

## 新規に取付管を設置するとき

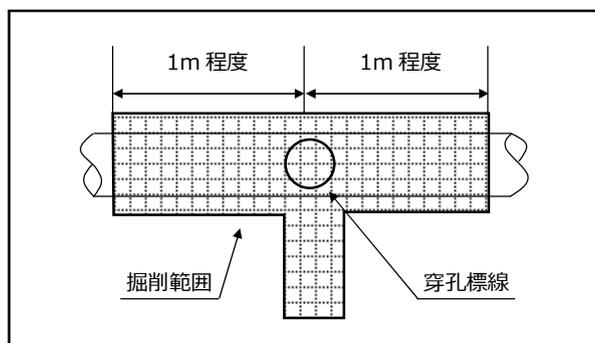
以下の場合、施主の負担にて新規に取付管を設置できます。

既に取付管が入っている敷地に、自己都合により取付管を新設（増設）するとき	宅地開発をした敷地に、取付管を新設（増設）するとき	直近まで下水道管が布設されていて、管路を延長して取付管を設置するとき
 <p>新設</p>	<p>土地を分筆するなどして宅地開発</p>  <p>新設</p>	 <p>新設</p>

- 必ず着工前に「下水道施設設置に伴う覚書」を締結してください。（15 ページ参照）
- 取付管部分を観音寺市に寄附採納することにより、市が管理します。（17 ページ参照）
- 排水設備等の設置と同時に取付管の工事をする場合、宅内側については排水設備確認申請をしてください。

### ● 設置工事の注意点

- 支管の取付け間隔は、中心管距離で原則 1 m 以上とします。
- 掘削時には、取付管を設置しようとする位置の前後 1 m 程度を余掘りし、上記の間隔が担保されていることを確認してください。
- 工事日には下水道課にて立会いをします。工事日を事前にご連絡ください。

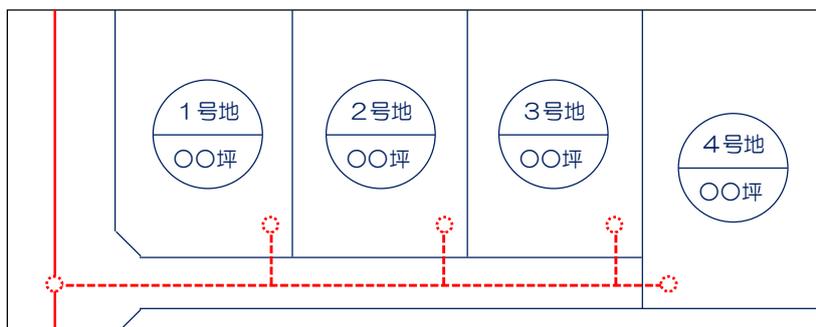


掘削する範囲の例

● 取付管を設置する方法（例）

支管を取り付ける	人孔から取り出す								
<div data-bbox="319 280 638 526" data-label="Image"> </div> <table border="1" data-bbox="255 582 694 784"> <thead> <tr> <th colspan="2">取付管の標準口径</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合流地区</td> <td>150mm</td> </tr> <tr> <td>分流地区（污水管）</td> <td>125mm</td> </tr> <tr> <td>分流地区（雨水管）</td> <td>150mm</td> </tr> </tbody> </table> <ul data-bbox="159 828 774 1388" style="list-style-type: none"> <li>● 既設の本管は土圧で変形したり、破損しやすくなっている場合があるため、掘削や穿孔の際は細心の注意をはらってください。</li> <li>● 固定型の支管（SVR等）・曲管（SR）のほか、自在支管（SVRF等）・自在曲管（SRF）も使用できます。</li> <li>● 取付管の管種はVP管を使用してください。</li> <li>● カラー（DS）・大曲エルボ（LL）はDV継手を使用してください。</li> <li>● 污水公共ますとVP管を接続する部分は、VP-VU変換継手を使用してください。</li> </ul>	取付管の標準口径		合流地区	150mm	分流地区（污水管）	125mm	分流地区（雨水管）	150mm	<div data-bbox="941 448 1340 705" data-label="Image"> </div> <ul data-bbox="805 828 1428 1198" style="list-style-type: none"> <li>● 取付管の場合は、可とう継手や砂付き短管は使用しないでください。</li> <li>● 落差が60cm以上となる場合は、副管（内副管も可）を設けてください。その場合は、インバートの改造をしてください。</li> <li>● 落差が60cm未満の場合でも、維持管理の都合上、副管を設けていただく場合があります。事前に下水道課と協議してください。</li> </ul>
取付管の標準口径									
合流地区	150mm								
分流地区（污水管）	125mm								
分流地区（雨水管）	150mm								
塩ビマンホールから取り出す									
<div data-bbox="303 1568 710 1960" data-label="Image"> </div> <ul data-bbox="805 1545 1428 1635" style="list-style-type: none"> <li>● 支管を設置できる範囲が限られているので、製品の説明書を確認してください。</li> </ul>									

宅地分譲地の例



- この章では、分譲地を造成し、各敷地内へ取付管を設置する場合や、最終ますを設ける場合を想定しています。
- 既設管路の変更の有無や、寄附採納の有無によって、手続きが異なります。
- 管きょ等を観音寺市に寄附採納することにより、市が管理します。希望される場合は、事前に下水道課までご相談ください。

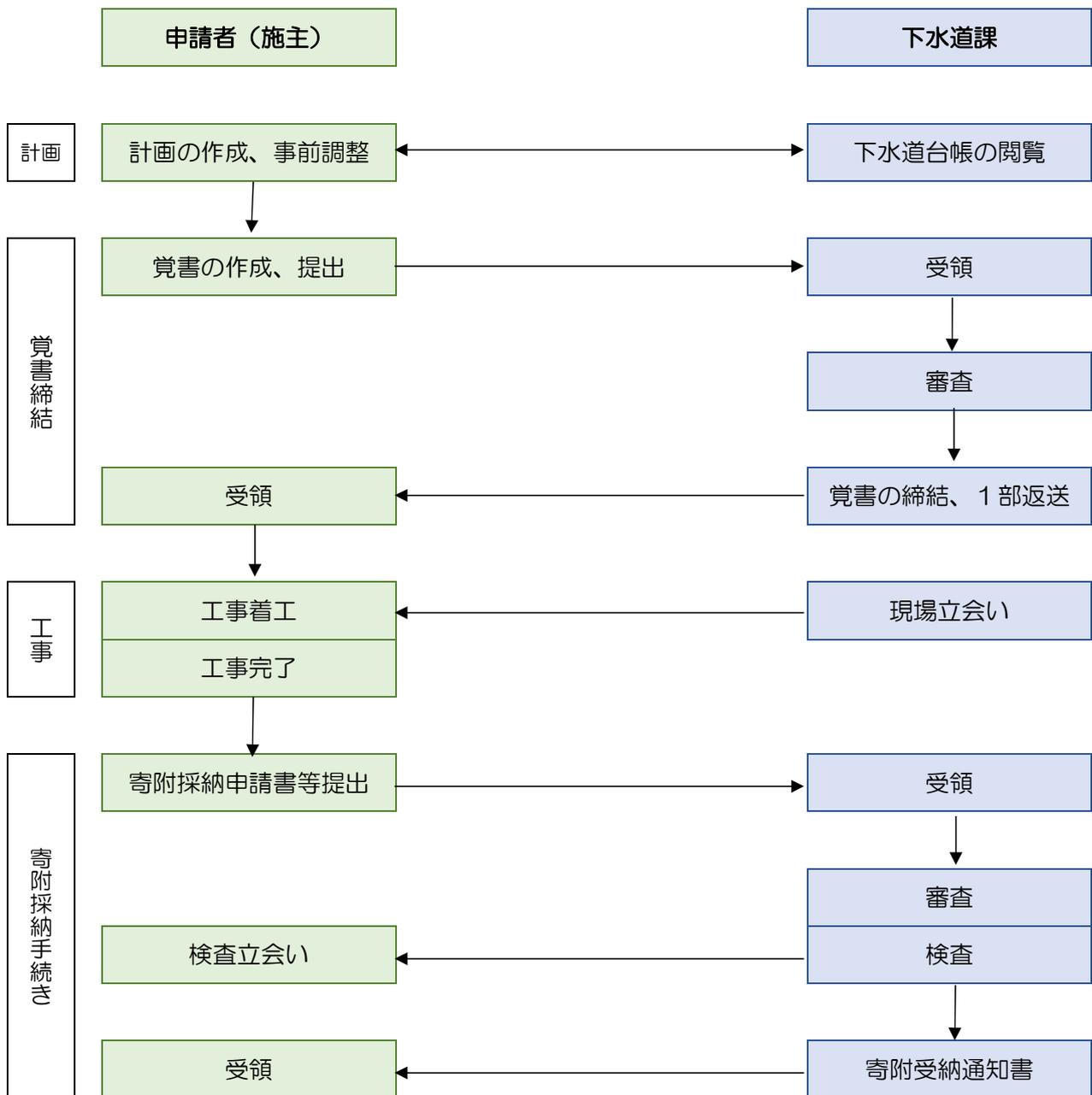
● 必要な手続き等

既設管路の変更の有無	時期	寄附採納する場合	寄附採納しない場合
既設管路を変更する*	着工前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調整</li> <li>・下水道施設設置に伴う覚書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調整</li> <li>・下水道施設設置に伴う覚書</li> <li>・排水設備等確認申請書</li> </ul>
	工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道課立会い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道課立会い</li> </ul>
	工事完了後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附採納申請書</li> <li>・現地検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水設備完了検査</li> <li>・工事の内容が分かる書類</li> </ul>
既設管路を変更しない	着工前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事前調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水設備等確認申請書</li> </ul>
	工事完了後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附採納申請書</li> <li>・現地検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・排水設備完了検査</li> </ul>

\*既設管路を変更する…既設の下水道施設に何らかの工事をするもの

(例) 本管に穿孔して支管を取り付ける、人孔や塩ビマンホールに穿孔する、本管に人孔や塩ビマンホールを割り込む、既設の管路を延長する

● 計画から工事完了まで（既設管路を変更し、寄附採納する場合）



● 下水道施設の構造の基準

設置する地域によって条件が異なります。設計の際には、必ず下水道課へご相談ください。

- (1) 管きよの口径は 150mm 以上であること
- (2) 管きよの勾配は 0.5% 以上であること
- (3) まずは、原則として排水管の起点、終点、会合点、屈曲点、30m を超えない範囲において、その他維持管理上必要な個所に設けること  
ただし、本管と寄附採択する管きよとの会合点には原則まずはを設置する
- (4) まずはの内径は 30cm 以上で、まずはのふたは T-14 以上とすること
- (5) その他の条件については、事前に観音寺市と協議すること

● 寄附採納できる下水道施設の範囲

- 管きよ
- 管きよに付随する人孔、塩ビマンホール、鉄蓋
- 取付管（官民境界まで）

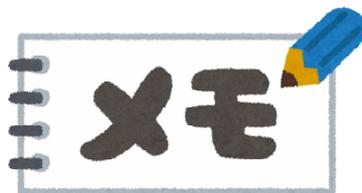
● 寄附採納の手続き

- 指定様式は下水道課窓口でお渡しします。  
（データを希望される場合は、指定様式を格納した CD を貸し出しします。）

着 工 前	
① 下水道施設設置に伴う覚書	指定様式 2 部 （乙）記入部分に申請者の住所・氏名を記入し、押印してください。
② 位置図（平面図）	取付管を設置しようとする位置を地図上で明示 （必要に応じて、広域図・拡大図等複数枚も可）
③ 計画污水管、既設排水位置打ち合わせ記録簿	指定様式
④ 取付管詳細図	指定様式
⑤ 工事の概要が分かるもの（必要に応じて）	任意のもの
<p>①～⑤の順で重ねてホッチキス止めし、袋とし、契印（表裏とも）してください。 同じものを 2 部作成してください。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 覚書は内容を審査したのち、2 部のうち 1 部を申請者に返送します。</li> <li>● 排水設備等の設置と同時に工事をする場合、宅内側については排水設備確認申請をしてください。</li> </ul>	

工 事 中	
① 下水道課立会い	本管に穿孔する等、既設の下水道施設に何らかの工事をする際は、下水道課が立会いをします。工事日を事前にご連絡ください。
② 取付管現地表示（色分け） ※取付管の工事と同時に公共ますを設置しない場合のみ（工事と同時に公共ますを設置する等、取付管の位置が容易に分かる場合は不要です）	指定色のピンを、取付管の官民境界部に打設 

工事完了後	
① 寄附採納申請書	指定様式
② 下水道施設の構造等が確認できる図面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 位置図</li> <li>2. 本管出来形平面図</li> <li>3. 横断面図</li> <li>4. 標準掘削断面図</li> <li>5. 使用材料一覧表</li> <li>6. 汚水・雨水取付管出来形平面図</li> <li>7. 汚水管等位置打ち合わせ記録簿（指定様式）</li> <li>8. 取付管集計表（指定様式）</li> <li>9. 取付管位置一覧表（指定様式）</li> <li>10. 取付管詳細図（指定様式）</li> </ol>
	取付管設置のみの場合
	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 位置図（平面図）</li> <li>2. 取付管詳細図（指定様式）</li> </ol>
③ 工事写真 （工程がわかるように複数枚撮影）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 着工前</li> <li>2. 掘削状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>☞掘削幅、掘削深がわかるようスタッフやリボンをあてて撮影</li> </ul> </li> <li>3. 管布設状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>☞本管部分の布設状況を撮影</li> <li>☞支管部分、取付管部分でスタッフやリボンをあてて撮影</li> <li>☞官民境界での土被りがわかるようスタッフをあてて撮影</li> </ul> </li> <li>4. 埋戻し状況 <ul style="list-style-type: none"> <li>☞背景がわかるように撮影</li> </ul> </li> <li>5. 舗装復旧</li> <li>6. 完成</li> </ol>
④ 私道敷に設置した下水道施設の寄附採納申請書に伴う誓約書 （私道に設置した施設の場合のみ）	指定様式



Large rectangular area with horizontal dashed lines for writing notes.



改訂番号	年月	改訂内容
05改	R05.10	排水設備工事のながれ修正・計画から工事完了まで(既設管路を変更し、寄附採納する場合)修正、その他軽微な修正
04改	R04.06	取付管設置時の自己負担について修正
03改	R04.02	ディスプレイ使用について修正
02改	R03.08	6宅地分譲地を造成するとき●寄附採納の手続きの様式名修正
01改	R03.04	申請書類の変更に伴う修正、その他軽微な修正
00初	R02.06	初版